

平成23年度行政監査の結果に基づいた改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、平成23年度に実施した行政監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨の通知を受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水一次
佐渡市監査委員 根岸勇雄

指摘事項	改善措置等の状況
<p>(1)備品台帳と美術品の再点検について</p> <p>施設によっては、備品台帳に登載されている美術品があったかと思うと、他に独自の台帳に登載されていたり、あるいは台帳の登載もないというのが見られた。平成21年の調査での美術品の定義に不十分なところがあり、いたしかた無い面もあるが、今後は台帳に登載すべき美術品という定義づけをしっかりと行い、備品台帳に登載することが美術品を把握するという面で有効である。また、各所管課においては現品と台帳の照合をスムーズに進めるためにも、写真つきの台帳を整備することが有効であると考えられる。なお、今回の監査で96点の登載漏れの美術品が見つかったため再度全部の施設を点検されたい。</p>	<p>平成23年9月から10月にかけて、施設に保管している美術品に台帳登載漏れがみられることから庁内に通知し、調査及び台帳整備を実施しました。(平成23年9月22日付け佐財第377号) (財務課庁舎整備室)</p>
<p>(2)美術品の保管と活用について</p> <p>すべて施錠される施設に保管されている。しかし、湿度や防虫面は対応されておらず結果的にぞんざいな扱いと言わざるを得ない。それぞれの美術品の価値を損ねることのないよう配慮された。</p> <p>美術品の中には収蔵庫等にしまいこまれ、いわば「死蔵」されていると言わざるを得ないものがある。自治体が所管する美術品は、多くが寄贈されたものであるため展示・公開することが使命である。財政的に難しいのは承知しているが、遊休施設を利用するなど美術品本来の目的が果たせるよう工夫されたい。</p>	<p>平成25年1月から2月に両津博物館主催による「佐渡市所蔵お宝展」で市施設に保管されている美術品を公開しました。</p>
<p>(3)所在不明となっている美術品の再調査について</p> <p>今回の調査で佐渡会館所蔵の美術品で台帳にはあるが実物が確認できなかったものが1点あった。早期に再調査されたい。</p>	<p>調査を進めましたが、美術品の所在は不明です。物品亡失の書類を作成のうえ、台帳を整備します。</p>

5月は「赤十字運動月間」～今年も活動資金にご協力をお願いいたします～

赤十字の活動は、毎年、自治・町内会を通じて、県民の皆さまからお寄せいただく社費（赤十字会費）と寄付金、企業や団体の皆さまから寄せられる寄付金で成り立っています。

今年も東日本大震災で県内へ避難されている方々への支援や、次の災害に備えた救援物資の備蓄や医療チームの訓練など、救護体制の強化に努めてまいりますので、赤十字活動資金へのご理解とご協力をお願いします。

※お預かりした義援金は、100%被災地にお届けしています。



人間を救うのは、人間だ。Our world. Your move.

日本赤十字社 新潟県支部

お問い合わせ 市役所社会福祉課 地域福祉係 ☎ 63-5113